

千葉県立印旛沼公園 自由広場利用受付規程

(対象)

第1条 自由広場の利用者は、千葉県内に居住するか、勤務している個人によって構成され、事務局を千葉県内に置く団体とします。

(利用料金)

第2条 利用料金は無料とします。

(利用方法)

第3条 団体利用とし、1回あたり1コマとします。1コマは次のとおりです。

- ・午前の部は、午前8時～12時とします。
- ・午後の部は、午後1時～5時とします。

なお、10～3月は、午後の部を午後0時～4時に繰り上げることができます。

(受付日・時間)

第4条 利用申込みは事前受付とします。申し込みの受付は、利用希望日の前月の1日(土、日、祝祭日にあたる場合はその翌日)から利用希望日の10日前までとします。

(利用制限)

第5条 同一利用団体の申し込み可能回数は、平日1週間当たり2回(コマ)まで。土、日、祝日は1回(コマ)とします。

(2) 前項の規定に関らず、利用希望の10日前から利用希望日の間、他の予約が無い場合は、追加して利用申し込みができます。

(申込み方法)

第6条 申込み方法は、電話とします。先着順に受け付けます。

電話番号 043-306-8446

受付時間 午前9時30分から午後4時30分

(2) 前項に関わりなく、利用希望日の前月の1日(月、祝祭日にあたる場合はその翌日)の受付は対面で行います。

場所 印旛村中央公民館

時間 午前9時30分から10時30分

(利用報告)

第7条 利用者は、利用終了後に「利用記録」を提出します。

(優先利用)

第8条 申し込み受付以前に公的機関やそれに準じる団体の利用、地域団体の利用、指定管理者の利用等が予定される場合は、それらを優先して一般申し込みを受け付けない場合があります。

(予約状況の公表)

第9条 予約状況は、ホームページで公表します。

(利用排除)

第10条 暴力団関係者の利用、宗教活動、政治活動、指定管理者の同意のない商業活動、その他公序良俗に反すると判断される場合は、利用申込みを受付ません。

この規程は、平成22年2月1日から適用します。

新旧対照表

| 番号 | 項目 | 改正前 | 改正後 |
|----|------------|--------|---|
| 1 | 対象 | 個人 | 団体 |
| 2 | 1日の時間区分 | 3コマ | 2コマ |
| 3 | 申込み | 対面 | 電話 対面:前月の1日(月・祝祭日場合は翌日) |
| 4 | 制限(1日当たり) | (制限なし) | 1コマ |
| 5 | 制限(1週間当たり) | (制限なし) | 平日 2コマ 土・日・祝日 1コマ |
| 6 | 優先利用 | なし | 公的機関やそれに準じる団体の利用、地域団体の利用、指定管理者の利用等が予定される場合 |
| 7 | 利用排除 | 不明 | 暴力団関係者の利用、宗教活動、政治活動、指定管理者の同意のない商業活動、その他公序良俗に反すると判断される場合 |